

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年5月 11 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500917 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600011 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 37 年 10 月 30 日から同年 11 月 1 日に訂正し、同年 10 月の標準報酬月額を 1 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 37 年 10 月 30 日から同年 11 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者の昭和 37 年 10 月 30 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 20 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 37 年 10 月 30 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A社がC県D市からE県F市に移転した当時に、その前後の期間を含めて同社に勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の記録がない。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、請求期間を含む昭和 37 年 1 月 29 日から昭和 40 年 9 月 2 日までの期間における事業所名が不明である請求者の被保険者記録が確認できるところ、事業主及び複数の同僚が、請求期間及びその前後の期間において、請求者は A 社に勤務していた旨の回答をしていることから、請求者は請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、請求期間において A 社は適用事業所でない記録となっているが、商業登記簿謄本により、同社は請求期間において法人事業所であることが確認できる上、複数の同僚が同社には 5 人以上の従業員が常時勤務していた旨の陳述をしていることから、請求期間において、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

さらに、事業主は、A社がC県D市からE県F市に移転する際、D市において厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日について、本来は昭和 37 年 11 月 1 日とすべきところを誤って

同年 10 月 30 日として社会保険事務所（当時）に届け出を行ったと考えられるが、請求期間の厚生年金保険料については、請求者の給与から控除していたものと考えられる旨の陳述をしている上、複数の同僚も、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料は給与から控除されていたと思う旨の回答をしている。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者に係る A 社の事業所別被保険者名簿の昭和 37 年 10 月の定時決定に係る記録から 1 万 2,000 円とする必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日について、本来は昭和 37 年 11 月 1 日とすべきところを誤って同年 10 月 30 日と社会保険事務所に届け出を行ったと考えられる旨の陳述をしていることから、社会保険事務所は、請求者に係る同年 10 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。